

## 使用許諾に関する規程

### 第1条 使用権の許諾

TSC21推進協議会は、本使用許諾に関する規程(以下、内規という)記載の条件に従い、「TSC21の技術」(TSC/com、TSC/prog、TSC/ctrl、TSC/codes。以下、「本技術」という)に関し、会員、顧問および専門委員が「エネルギーマネジメントおよび環境マネジメントの実現」を目的とする場合において当該技術を用いたシステム開発を行う権利を許諾します。さらに、技術会員(法人)が製品開発および販売する権利を許諾します。

1. 許諾される一切の権利は、「エネルギーマネジメントおよび環境マネジメントの実現」を目的として許諾されるものであり、その他のいかなる目的のためにも本技術を使用することはできないものとします。

### 第2条 著作権等

1. 本技術ならびにマニュアルに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はTSC21推進協議会会員(TSC/prog、TSC/ctrl、TSC/codes)、東京電力株式会社(TSC/com)へ独占的に帰属します。
2. 会員、顧問および専門委員は、TSC21推進協議会の書面による事前の承諾を得ることなく、本技術およびマニュアルをそのまま第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとします。ただし、技術会員(法人)が「エネルギーマネジメントおよび環境マネジメントの実現」を目的としたサービスまたは製品化(有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス、製品)の一環として本技術を使用することはTSC21推進協議会の書面による事前の承諾を得ることなくできるものとします。
3. 会員、顧問および専門委員は、TSC/comに関して、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできないものとします。また全ての本技術の改造に起因して本技術に何らかの障害が生じた場合、第2条第1項記載の各権利保有者は当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

### 第3条 保証および責任の限定

1. 第2条第1項記載の各権利保有者は、本技術およびマニュアルに関して一切の保証を行いません。また、本技術またはマニュアルの機能が会員、顧問および専門委員の特定の

目的に適合することを保証するものではなく、本技術またはマニュアルの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因する会員、顧問および専門委員の損害につき一切の補償をいたしません。

2. 会員、顧問および専門委員が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム(本技術を含みますがこれに限られません)の選択、導入、使用および使用結果につきましては、会員、顧問および専門委員の責任とさせていただきます。本技術もしくはマニュアルの使用に起因して会員、顧問および専門委員またはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して第2条第1項記載の各権利保有者は一切の責任を負いません。なお、第三者よりTSC21推進協議会または第2条第1項記載の各権利保有者に対し、何らかの請求がなされた場合、本技術もしくはマニュアルを使用し、または使用させた会員、顧問および専門委員は、それらの請求に対して訴訟上・外での防御、補償その他の全責任を負うものとします。

#### 第4条 使用権の解除

1. 会員、顧問および専門委員が会員、顧問および専門委員たる資格を喪失した場合、当該会員、顧問および専門委員の本技術もしくはマニュアルに関する使用権は当然に解除されます。
2. 会員、顧問および専門委員が本規程に違反した場合、TSC21推進協議会は会員、顧問および専門委員の本技術もしくはマニュアルに関する使用権を解除することができます。この場合、会員、顧問および専門委員は、本技術およびマニュアルを一切使用することができません。
3. 使用権が解除された場合、会員、顧問および専門委員は、本技術、マニュアルおよびそのすべての複製物をTSC21推進協議会へ返却するかまたは破棄するものとします。

#### 第5条 守秘義務

1. 会員、顧問および専門委員は、(a)本内規記載の内容、(b)本内規に関連して知り得た情報、および(c)本技術ならびにマニュアルの一切の内容(但し、「エネルギーマネジメントおよび環境マネジメントの実現」の目的を達成するために開示が必要な合理的な範囲の情報は除く)につき、TSC21推進協議会の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本内規における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとする。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合にはTSC21推進協議会に対して速やかに事前の通知を行うものとします。

2. 前項にかかわらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。

- (1)開示を受けた時に既に公知である情報
- (2)開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
- (3)開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
- (4)第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
- (5) 第2条第1項記載の各権利保有者の機密情報を使用または参照することなく  
独自に開発した情報

3. 前各項の規定は、本内規が解除またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

## 第6条 サポートについて

1. 会員、顧問および専門委員は、本技術もしくはマニュアルの使用にあたってサポートの必要性が生じた場合、有償・無償いずれの場合においても顧問および専門委員を含むTSC21推進協議会会員相互に個別に協議のうえこれを行うものとし、第2条第1項記載の各権利保有者は一切の責任を負いません。

## 第7条 一般条項

1. 本内規は、本技術の使用許諾に関し、本内規の制定以前に会員、顧問および専門委員と第2条第1項記載の各権利保有者との間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、TSC21推進協議会は、総会の議決をもって本内規の内容およびその他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本内規の内容および告知内容は無効となり、最新の本内規の内容および告知内容が適用されるものとします。
2. 本内規は、日本国法に準拠するものとします。本内規に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。

平成 19 年 06 月 04 日制定